

計算書類に対する注記（拠点区分用）

令和 3年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
 拠点区分名：歳末たすけあい運動事業拠点

1. 重要な会計方針

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 拠点区分財務諸表
 (第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分におけるサービス区分別資金収支明細書（会計基準別紙3）
 サービス区分が一つであるため作成していない
- (3) 拠点区分におけるサービス区分別事業活動明細書（会計基準別紙4）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当する事項はない。

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	0	0	0
建物	0	0	0
構築物	0	0	0
機械及び装置	0	0	0
車輛運搬具	0	0	0
器具及び備品	676,200	676,197	3
有形リース資産	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
合 計	676,200	676,197	3

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

該当する事項はない。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。